

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上 田 公 司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第94号 鳴門市体操場に係る指定管理者の指定について」ほか議案2件及び請願3件であります。

当委員会は、12月9日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願第5号、請願第6号につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

請願第7号につきましては、継続審査とすべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第94号 鳴門市体操場に係る指定管理者の指定について」であります。当該施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

理事者からは、施設の概要、業務内容、選定方法などの説明の後、指定管理者の候補者に選定した団体及び選定理由の説明がありました。選定基準に基づき審査した結果、鳴門市体操協会が選定されたとの説明を受けました。

委員からは利用人数や利用延べ人数の質疑があり、全体で約100人が利用、延べ人数は平成30年度は、約1万1700人の利用があり、少子化が進む中でも鳴門市体操協会の自助努力によって利用人数は横ばいとなっているとの説明がありました。

また、選定における審査項目の中の「危機管理等への対応」の得点が、5割程度であることについて質疑があり、危機管理の考え方としてはきちんとされているが、実際に防災訓練などを行っていないため、選定委員からも指摘があったことから、即座に危機管理課と連携を図り、今後、年1回の防災訓練の実施などを検討しているとの説明がありました。

また、体操は非常に危険を伴う競技であることから、子どもたちの安全確保についての質疑があり、器具の点検については月に1回利用実績報告とともに報告を受けており、ルール付けについても徹底はしているが、今後鳴門市体操協会とも協議し、皆様に共有できるような方法も検討していきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第95号 鳴門市ドイツ館及び鳴門市賀川豊彦記念館に係る指定管理者の指定について」であります。当該施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

理事者からは、施設の概要、業務内容、選定方法などの説明の後、指定管理者の候補者に選定した団体及び選定理由の説明がありました。選定基準に基づき審査した結果、一般社団法人鳴門市うずしお観光協会が選定されたとの説明を受けました。

委員からは年間入館者数の目標について質疑があり、今期の指定管理者権利期間においては、初年度から右肩上がりに入館者数は増加しており、平成30年度は第九アジア100周年の影響も大きかったが、指定管理者の方でも平和学習に着目して取り組んだことが、入館者数の増加に繋がったと考えているとの説明がありました。

また、委員からは、指定管理の中で委託という形態が法的には問題ないのかとの質疑があり、鳴門市の指定管理者のガイドラインに定められており、清掃、警備といった個々の事実上の行為を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないとの説明がありました。

また、委員からは、指定管理者が行う業務内容について、施設の防火管理に関する業務について記載がないことに対して意見があり、来館者も多い施設のため、防火管理について明記してほしいとの要望がありました。

さらに、委員からはドイツ館と道の駅第九の里との連携を図り、相乗効果を期待したいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第96号「鳴門市文化会館に係る指定管理者の指定について」であります。当該施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

理事者からは、施設の概要、業務内容、選定方法などの説明の後、指定管理者の候補者に選定した団体及び選定理由の説明がありました。選定基準に基づき審査した結果、株式会社よしもとデベロップメントが選定されたとの説明を受けました。

委員からは、利用料収入の実績について質疑があり、平成30年度の利用料収入の実績は、3,290万5,345円であった、との説明がありました。

また、委員からは、文化会館の清掃・管理は、指定管理者が行っているのか、との質疑があり、指定管理者が委託し実施している、との説明がありました。

次に、委員からは、以前に比べ令和2年度の指定管理料が増加している要因に

ついて質疑があり、指定管理料の上限額を増額した大きな要因としては、利用料収入の約16%が翌年度の事業実施分に係る収入となっているが、令和3年度から施設の耐震化等により休館の予定となっており、通常であれば見込まれるはずの翌年度の事業実施分の利用料収入が見込めないためである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。